

## 入会金・会費規程

- 1 公益社団法人日本心理学会定款第 11 条に基づく入会金及び会費は、本規程の定めるところによる。
- 2 この法人の入会金は、次のとおりとする。
  - (1) 正会員 5,000円
- 2 この法人の会費は次のとおりとする。
  - (1) 正会員 年額 11,000円
  - (2) 賛助会員 年額 1口以上 (1口50,000円)
- 3 新規入会者の入会金及び会費は入会時に、それ以外の者の会費は当該年度の 4 月末日までに納入しなければならない。
- 4 正会員のうち、大学院に学生として在籍し、所定の手続きを行った者の会費は、年額 7,500 円とする。
- 5 正会員のうち、日本国外に居住し、所定の手続きを行った者の会費は、年額 2,000 円とする。
- 6 本規程の改正は、総会の承認を得るものとする。

### 附 則

- 1 本規程は、1994 年 9 月 20 日より施行する。
- 2 本規程の改正は、2000 年 3 月 11 日より施行する。
- 3 本規程の改正は、2010 年 6 月 20 日より施行する。
- 4 本規程は、2011 年 4 月 1 日より施行する。
- 5 本規程は、2011 年 4 月 1 日施行の会費規程を改正したものである。
- 6 本規程は、2015 年 6 月 21 日より施行する。
- 7 本規程の改正は、2021 年 12 月 26 日より施行する。ただし、2022 年度以降の会費に対して適用するものとする。
- 8 本規程の改正は、2022 年 6 月 27 日より施行する。ただし、2023 年度以降の会費に対して適用するものとする。